(6) 農業･集落

①産業特性

◆東北圏においては、第 1 次産業に特化している市町村が多い。

- **東北圏の第一次産業就業者比率は全国の約2倍である。**
- **人口規模が小さいほど第一次産業の比率が高い。**
- **東北圏の沿岸地域や高速交通網が発展している内陸地域では第二次産業の比率が高い。**
- **県庁所在都市や一部の中小規模の市町村において第三次産業の比率が高い。**

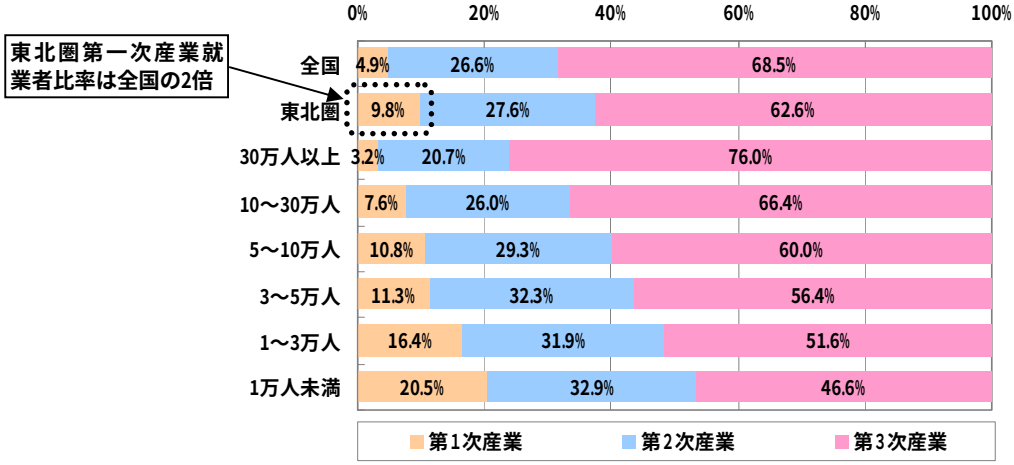

▲東北圏の人口規模別就業比率（H17 年）（資料：国勢調査）

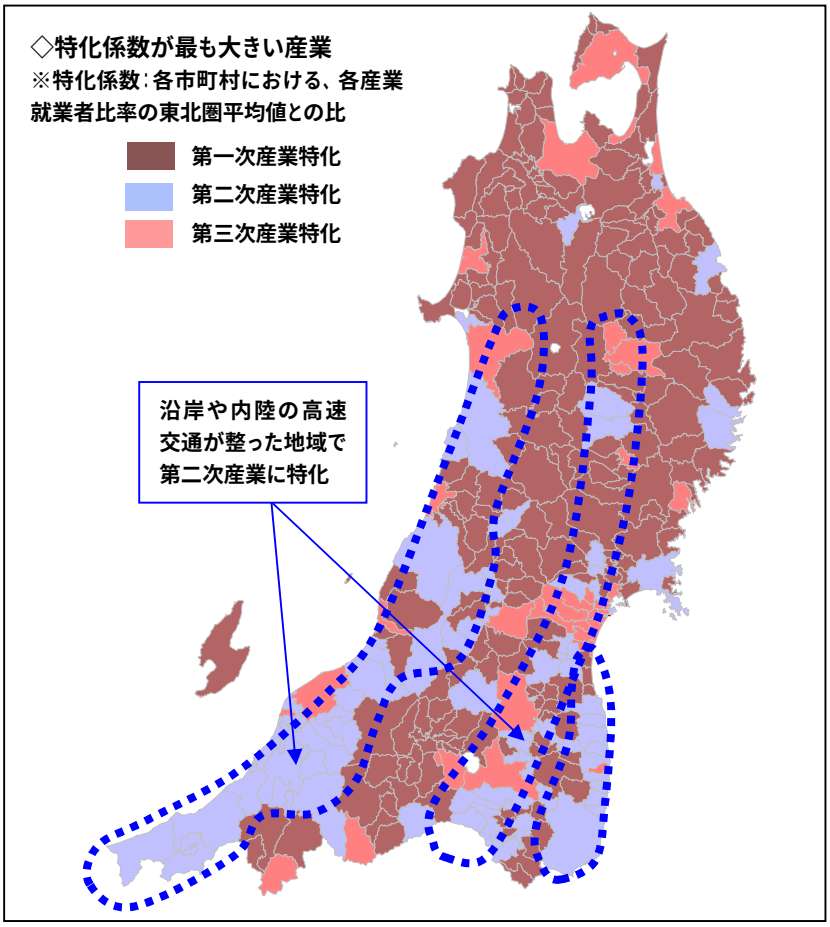

▲産業特化度
（資料：平成 17 年国勢調査）

②農業生産

◆農業生産高が全国一で、特に米の生産が特化している。

・東北圏の農業算出額は全国の約 2 割を占め、全国で最も多い。

・東北圏は米作が中心で、全国の米の算出額の約 4 割を占める。

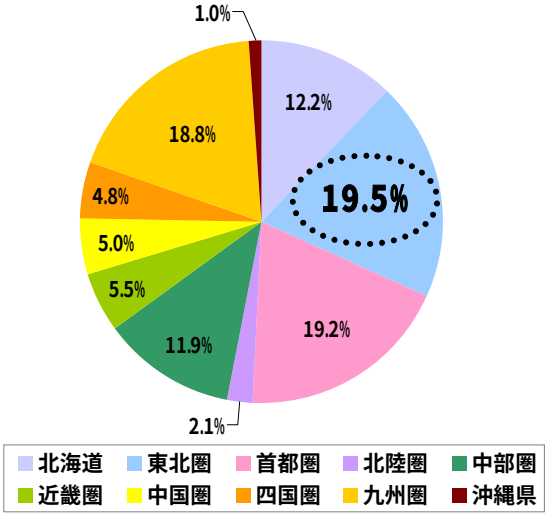

▲圏域別の農業算出額割合（H18 年）
（資料：農林水産統計）

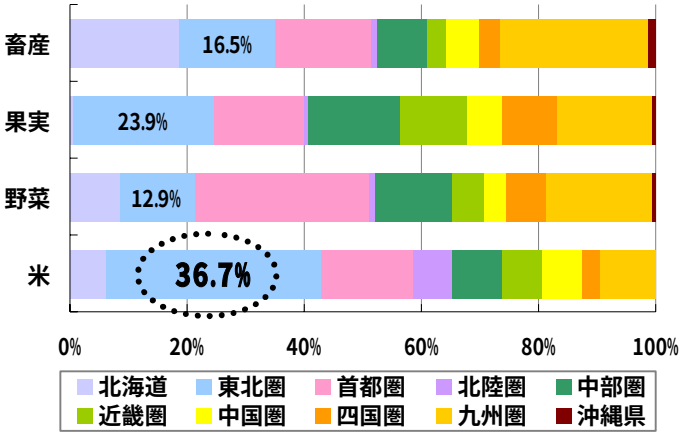

▲圏域別の作物別農業算出割合（H18 年）
（資料：農林水産統計）

③農地

◆農地面積は約 83 万 ha で、全国の約 4 分の1を占める。

・東北圏の農地面積は 825 千 ha で、北海道に次いで多く、全国の約 24%を占める。

◆農地が市街地周辺に分布している。

・東北圏では、用途地域を取り囲むように農業地域、農用地区域が指定されている。

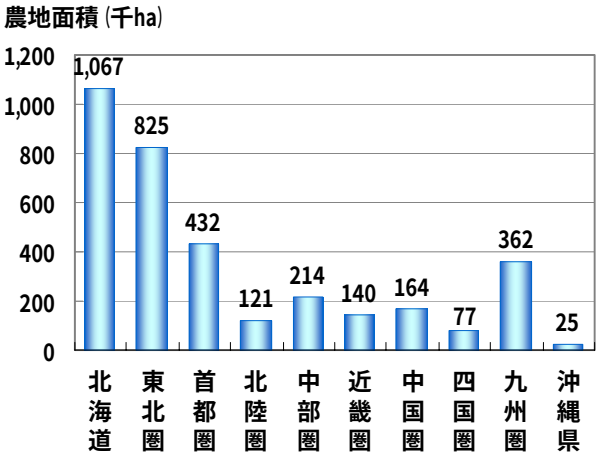

▲圏域別の農地面積（H17 年）
（資料：農林業センサス）

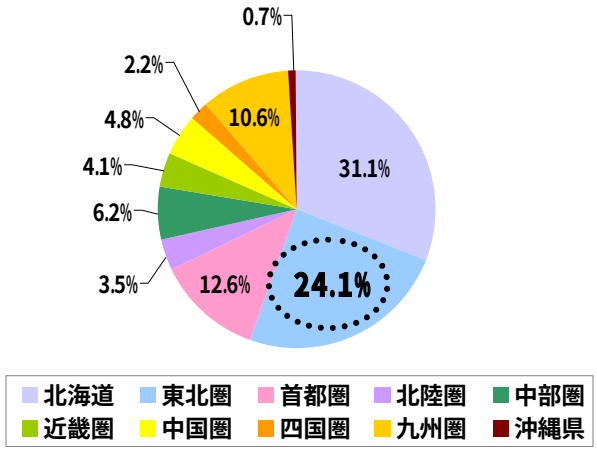

▲圏域別の農地面積の割合（H17 年）
（資料：農林業センサス）

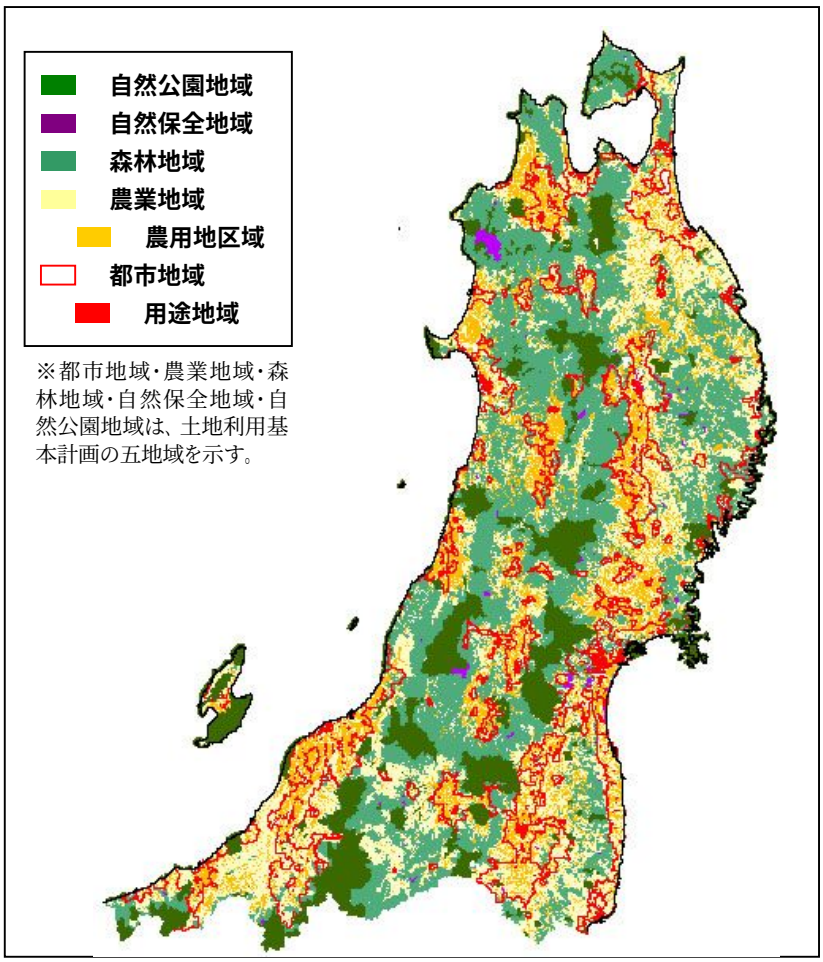

▲東北圏の国土利用
（資料：国土数値情報）

④耕作放棄地

◆耕作放棄地は約 5 万 ha で、全国で最も多く、約 4 分の 1 を占める。

・東北圏の耕作放棄地面積は 53,316ha で、全国で最も多く、約 24%を占める。

・東北圏の耕作放棄地の面積は昭和 50 年から約 4 倍に増加しており、首都圏についで高い伸び率となっている。

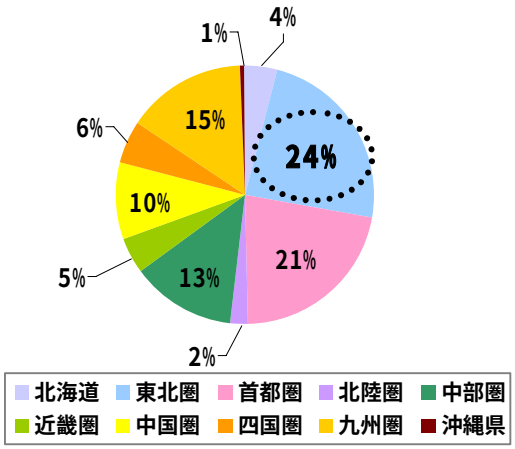

▲耕作放棄地割合（H17 年）
（資料：農林業センサス）

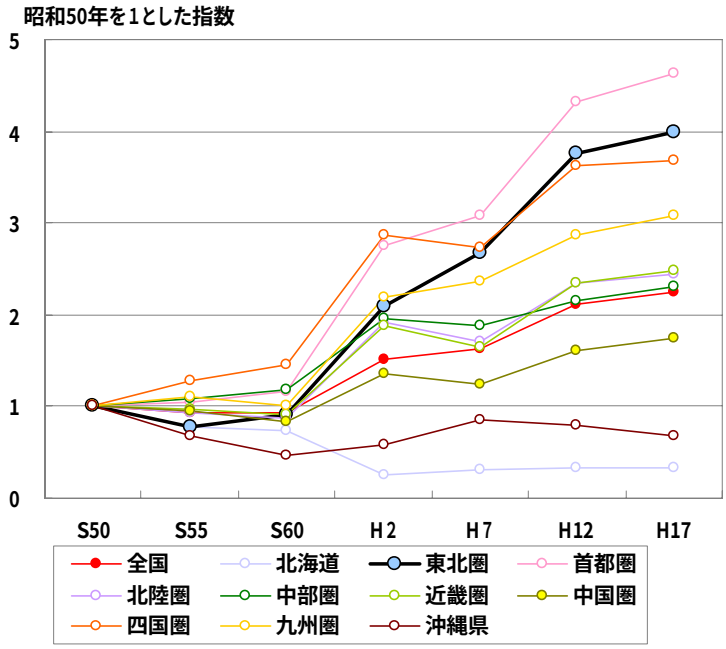

▲耕作放棄地の推移
（資料：農林業センサス）

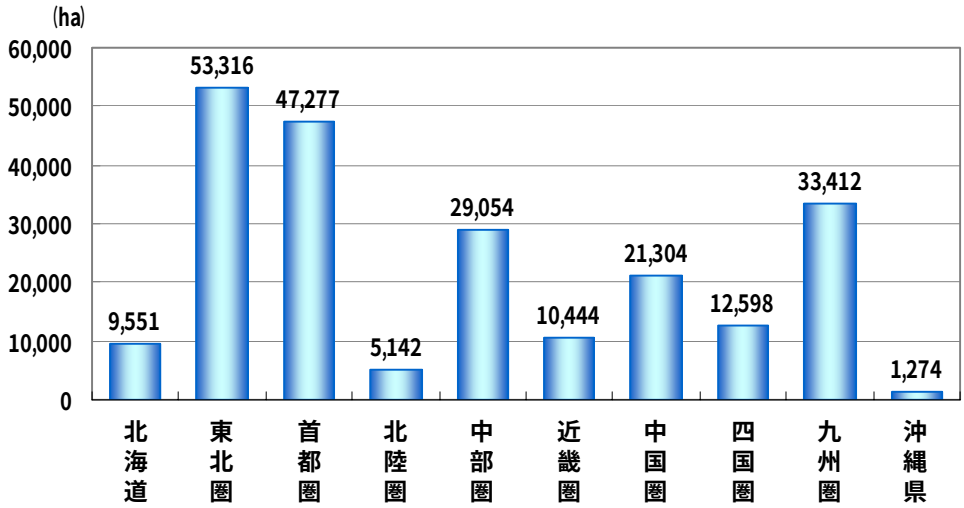

▲圏域別の耕作放棄地面積（H17 年）
（資料：農林業センサス）

⑤農業集落

◆東北圏の農業集落は、全国の 16%を占める。

・東北圏の農業集落数は 22,707 で、九州圏に次いで多く、全国の 16%を占める。

◆東北圏の農業集落の約 8 割が豪雪・特別豪雪地帯に立地している。

・東北圏の農業集落は、豪雪・特別豪雪地帯に 18,071 あり、東北圏全体の約 8 割である。

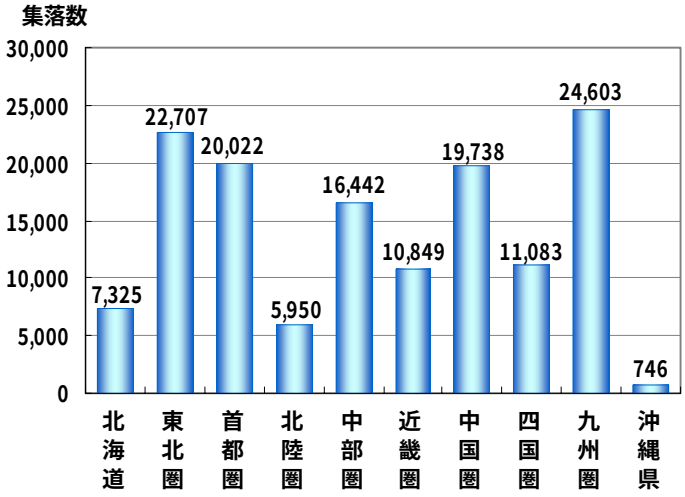

▲圏域別の農業集落数
（資料：2005 年農林業センサス）

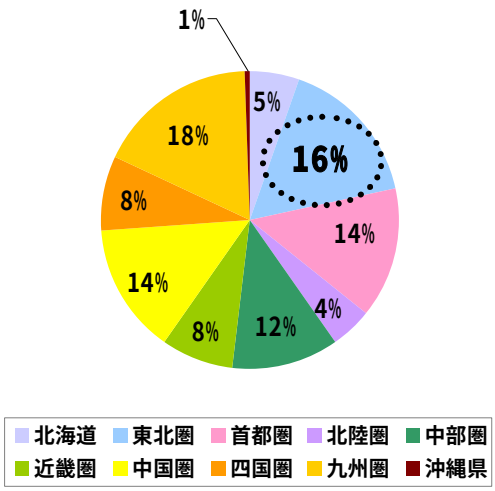

▲圏域別の農業集落数割合
（資料：2005 年農林業センサス）

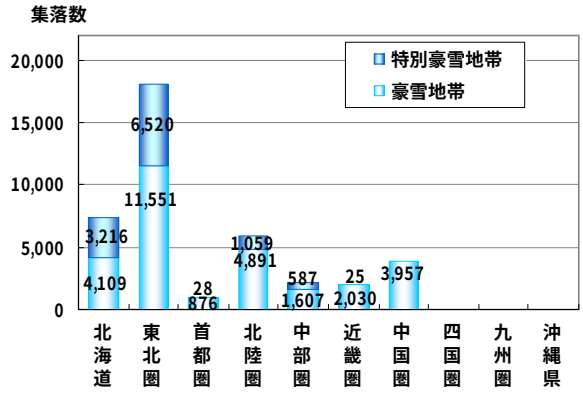

▲豪雪地帯の集落数
（資料：2005 年農林業センサス）

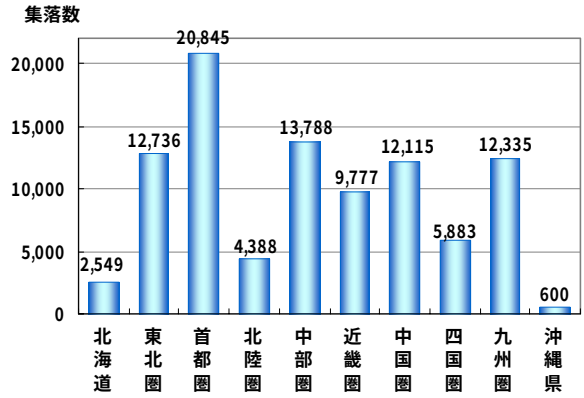

▲都市計画区域
（資料：2005 年農林業センサス）

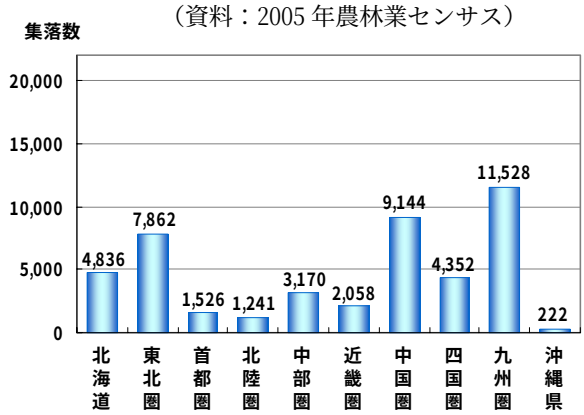

▲過疎地域
（資料：2005 年農林業センサス）

＊過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている区域

◆東北圏の集落は比較的都市に近接している

・**東北圏の集落の約 7 割は DID まで 30 分以内で到達できる。**

・**DID まで 30 分以内に到着できる集落数の割合は、地方圏（首都圏、中部圏、近畿圏以外）の中では北陸圏に次いで高い値となっている。**

	調査対象農業集落数	15 分未満	15 分～30 分	30 分～1時間	1時間～1時間半	1時間半以上
全国	139,465	36.4%	33.2%	24.2%	4.7%	1.5%
北海道	7,325	25.7%	33.4%	30.9%	7.8%	2.2%
東北圏	22,707	31.9%	38.5%	24.9%	3.9%	0.8%
首都圏	20,022	51.8%	34.0%	12.5%	1.3%	0.4%
北陸圏	5,950	63.8%	20.7%	12.2%	3.2%	0.1%
中部圏	16,442	45.8%	30.5%	18.0%	5.1%	0.5%
近畿圏	10,849	43.1%	28.2%	25.1%	3.0%	0.7%
中国圏	19,738	27.5%	33.8%	31.8%	5.8%	1.1%
四国圏	11,083	32.4%	28.0%	26.9%	10.9%	1.9%
九州圏	24,603	24.2%	37.0%	30.4%	4.3%	4.0%
沖縄県	746	40.2%	21.0%	27.9%	7.2%	3.6%

▲DID までの時間距離別集落数
（資料：2005 年農林業センサス）

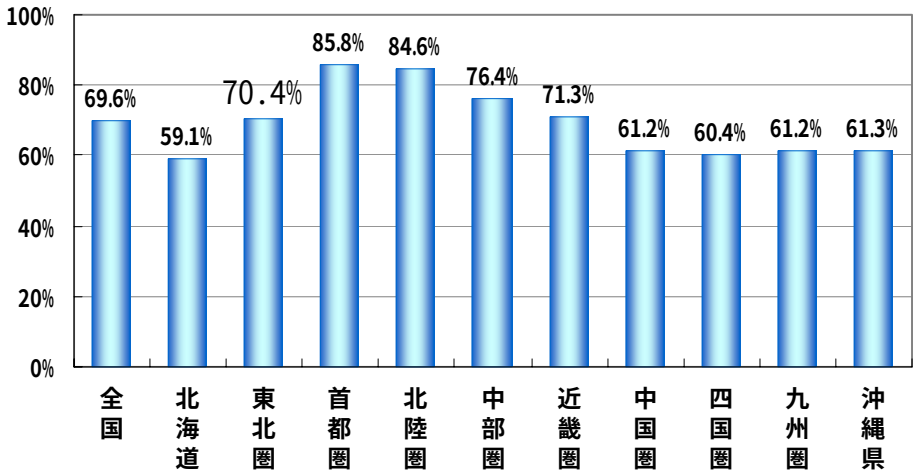

▲DID まで 30 分で移動できる集落数の割合
（資料：2005 年農林業センサス）

（７）地域構造

①市町村の規模

◆東北圏の市町村は人口規模の大きい市町村が少なく、中小規模の市町村の割合が多い。

・東北圏は広大な面積（約8万ｋ㎡）を有するが、人口 10 万人以上の市町村は少ない。

・東北圏は人口 10 万人未満の中小規模の市町村が 9 割以上を占めている。

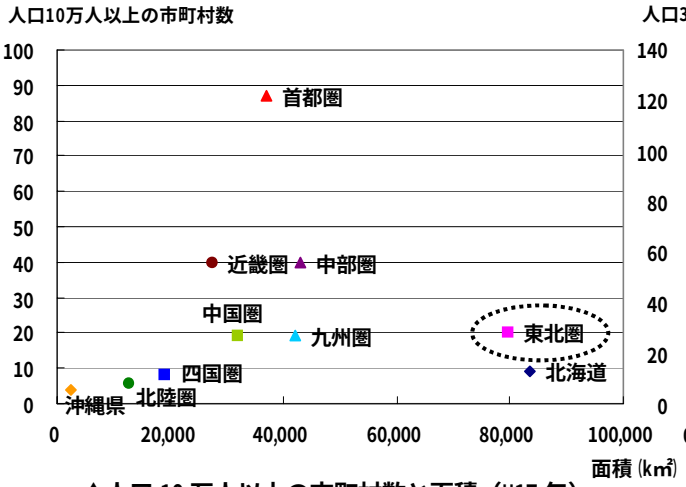

▲人口 10 万人以上の市町村数と面積（H17 年）
（資料：国勢調査）

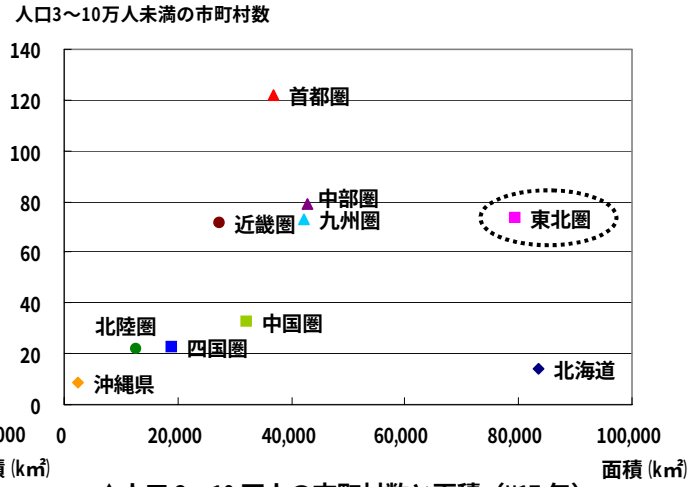

▲人口 3～10 万人の市町村数と面積（H17 年）
（資料：国勢調査）

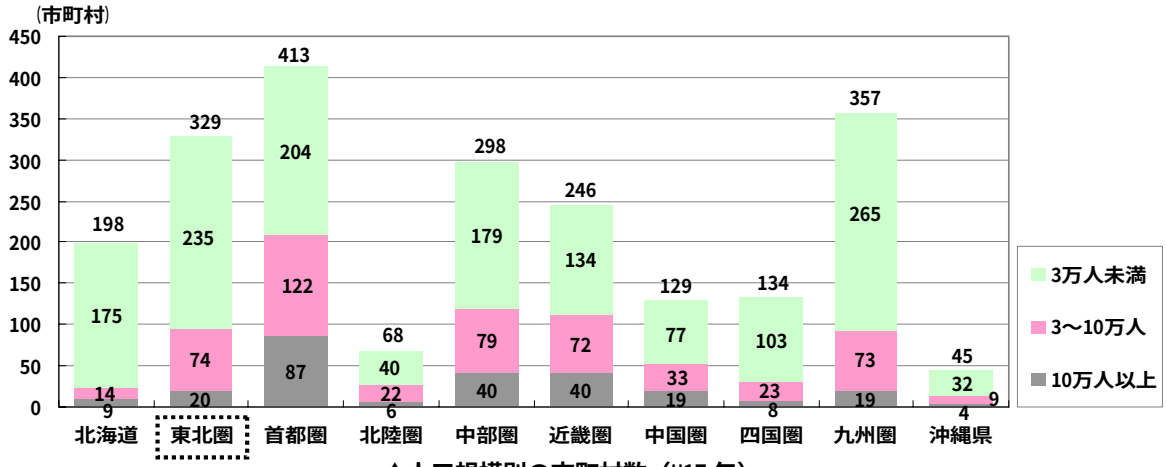

▲人口規模別の市町村数（H17 年）
（資料：国勢調査）

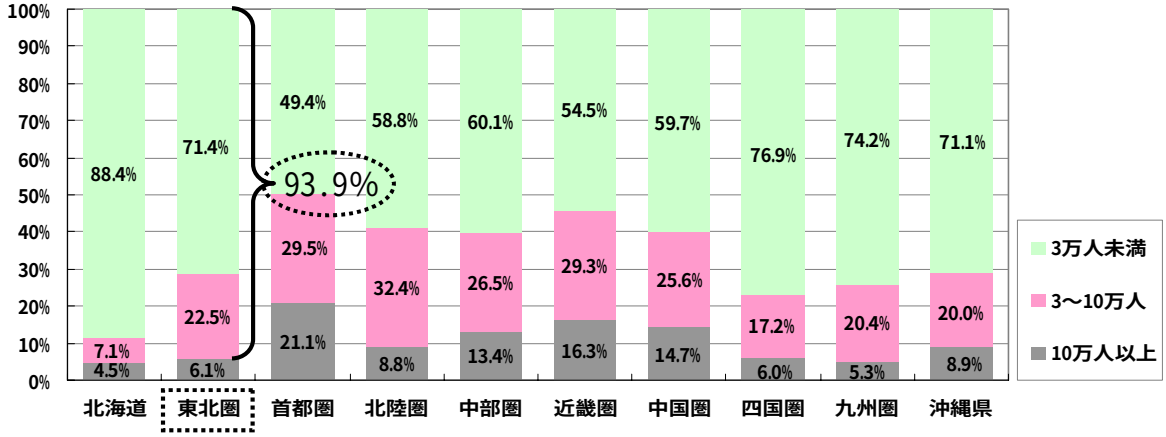

▲人口規模別の市町村割合（H17 年）
（資料：国勢調査）

②都市間距離

◆東北圏は都市間距離が長い。

- **東北圏の都市間距離は 29.1kmで、全国の 1.3 倍である。(29.1／22.4　1.3)**
- **人口 30 万人以上の都市間距離は 115.1kmで、全国の 1.6 倍となっている。(115.1／73.5　1.6)**
- **人口 10 万人以上の都市間距離は 63.0kmで、全国の 1.6 倍となっている。(63.0／38.8　1.6)**

※都市間距離･･･「市」と「市」の間の距離とする。(※平成17年時点の市数を対象)

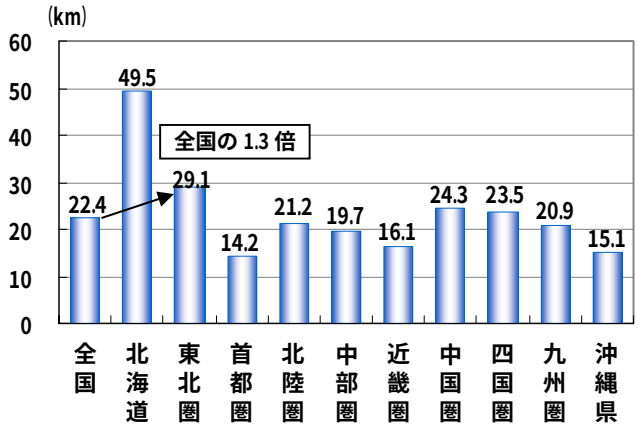

▲全都市の都市間距離
（資料：全国市町村要覧、国勢調査）

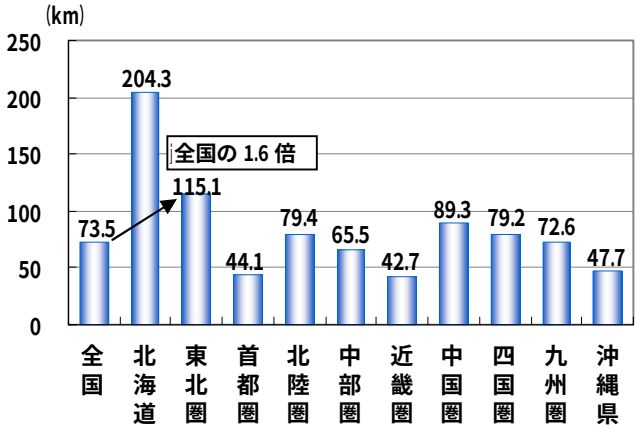

▲人口 30 万人以上の都市の都市間距離
（資料：全国市町村要覧、国勢調査）

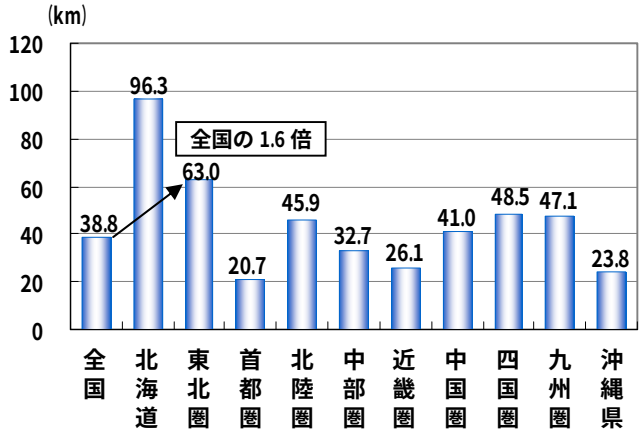

▲人口 10 万人以上の都市の都市間距離
（資料：全国市町村要覧、国勢調査）

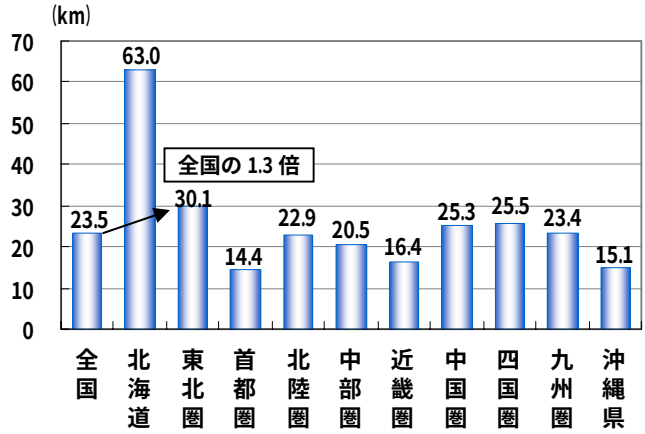

▲人口 3 万人以上の都市の都市間距離
（資料：全国市町村要覧、国勢調査）

③都市間流動

◆中小規模の都市が求心力を有している。

・買物流動、通勤流動では、人口 10 万人以上の規模の大きい都市だけでなく、人口 10 万人未満の都市においても、周辺地域からの移動がみられる。

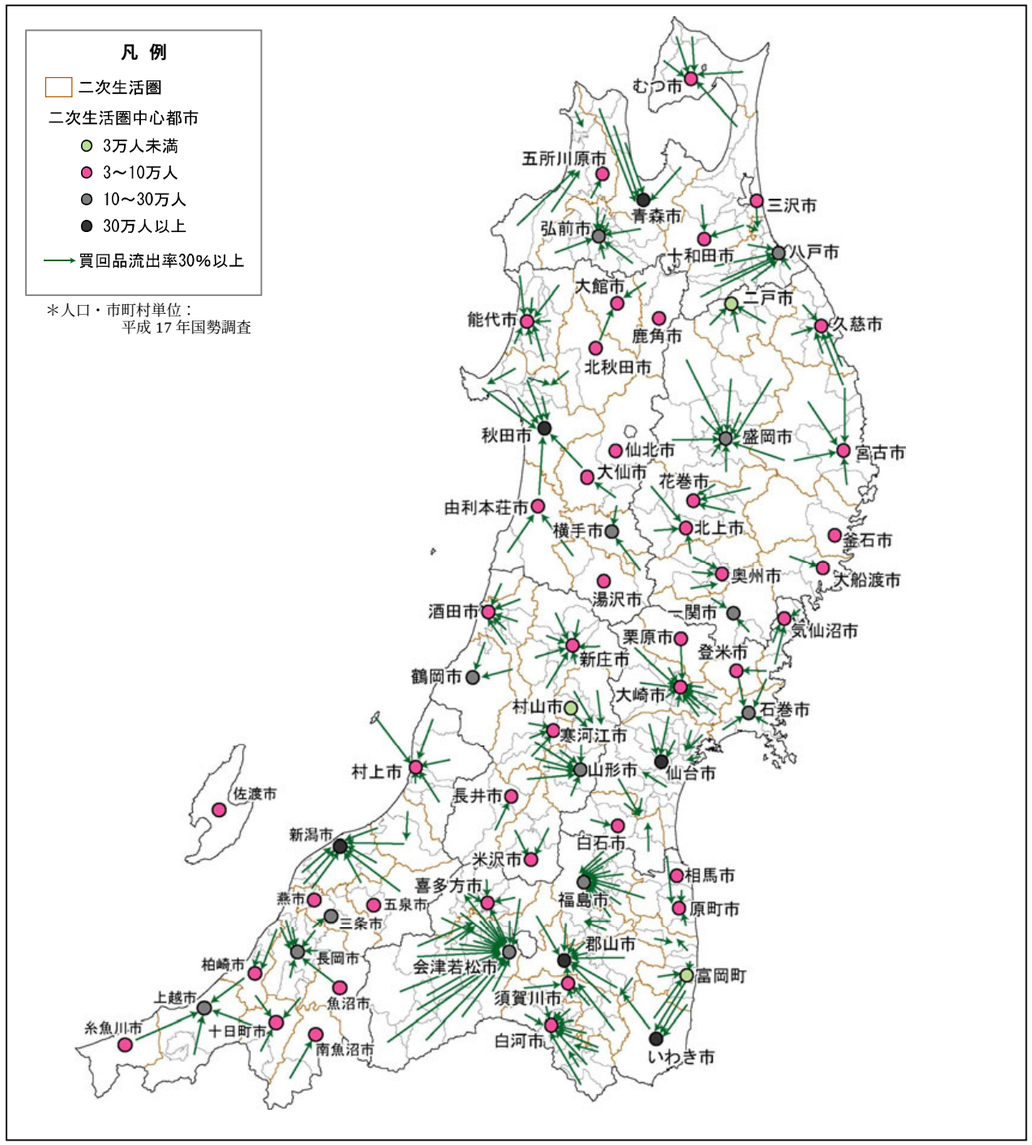

▲買物流動（買回り品流出率 30%以上の流動）
（資料：消費購買動向調査）

▲通勤流動（H17 年）
（資料：国勢調査）

＊調査時期：平成 15 年度（岩手県・山形県・福島県）、平成 16 年度（秋田県・新潟県）、平成 17 年度（宮城県）、平成 18 年度（青森県）

④市町村連携

◆市町村間の多様な枠組みにより連携が行われている。

- **近隣市町村で枠組みを設定し、多様な広域行政が行われている。**
- **目的によって構成する市町村が異なり、広域行政の枠組みが輻輳している。**

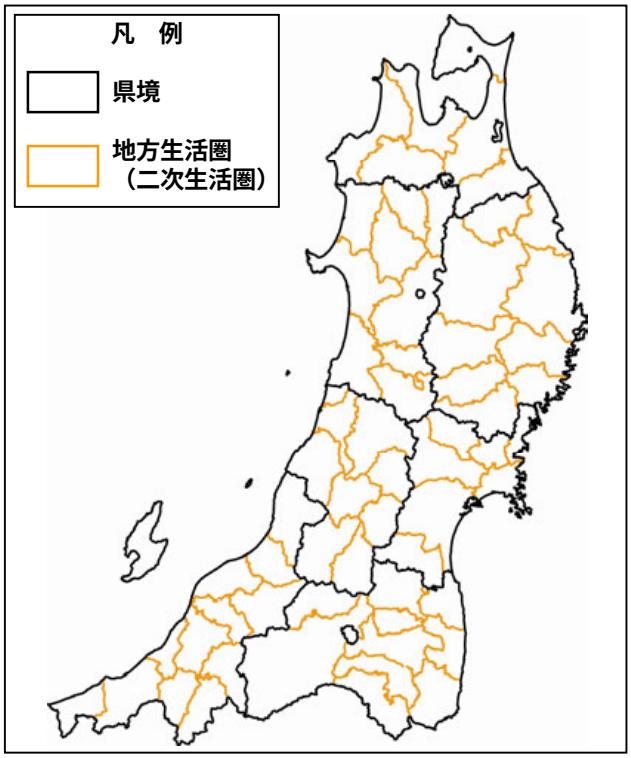

▲地方生活圏（二次生活圏）の拡がり

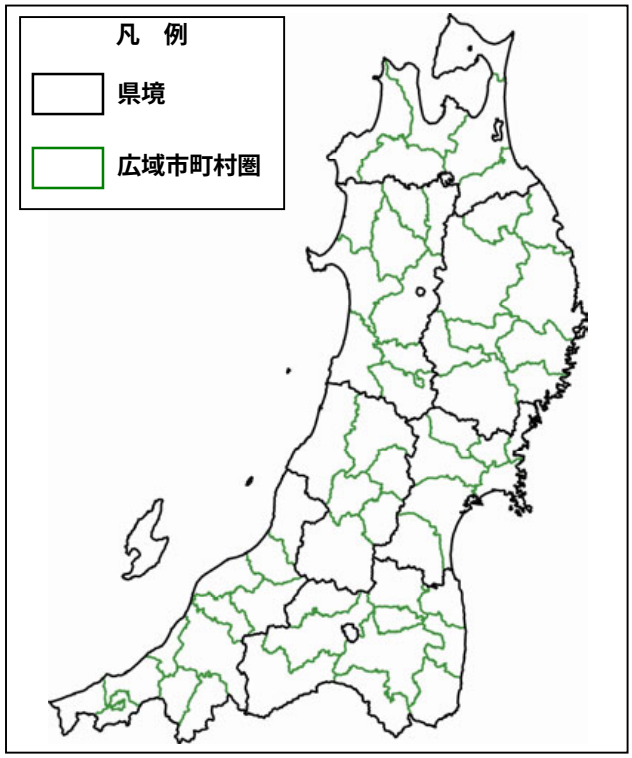

▲広域市町村圏の拡がり

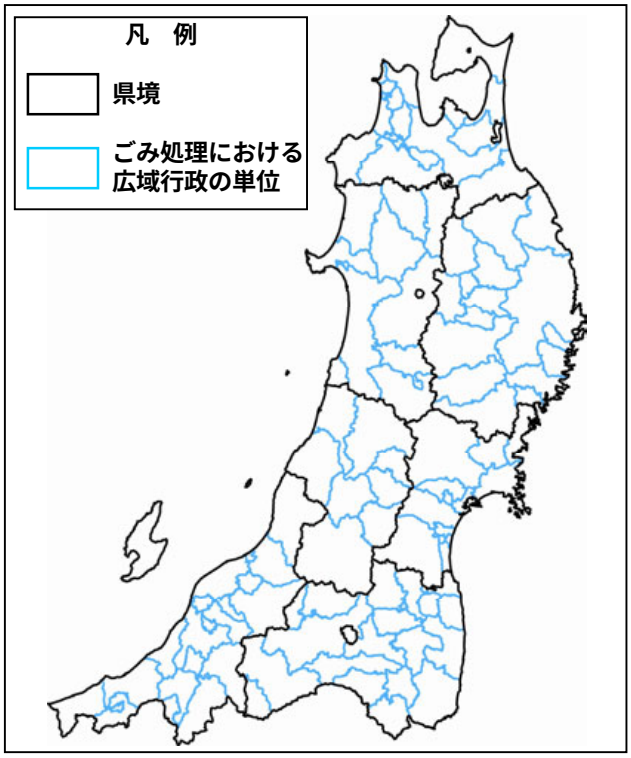

▲広域行政（ごみ処理）の状況

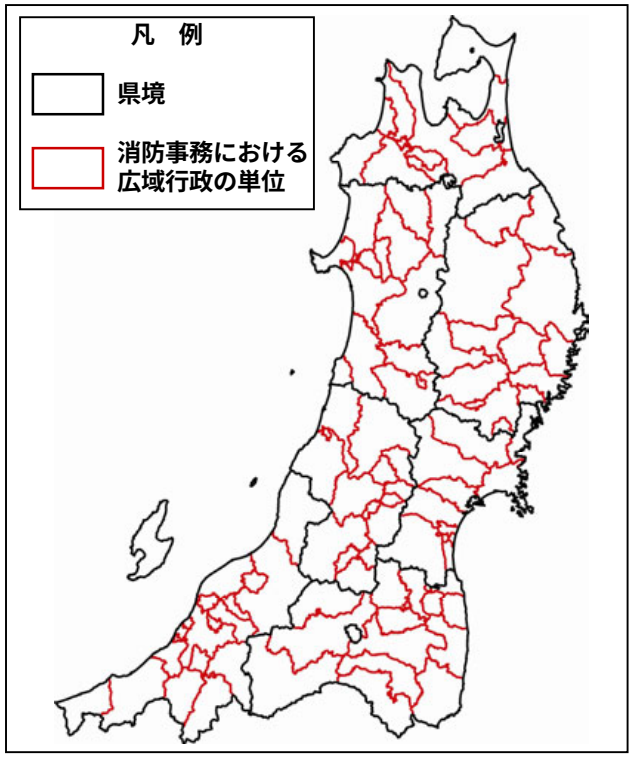

▲広域行政（消防事務）の状況

（資料：各県ホームページ）

１－２　東北発コンパクトシティの検討

「１－１ 東北圏の現状整理」から東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点を整理し、東北圏の取り巻く状況や特性を踏まえた「東北発コンパクトシティ」の考え方を検討する。

（1）東北発コンパクトシティの視点

東北圏の取り巻く状況や特性を整理し、東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点を次のとおり取りまとめた。

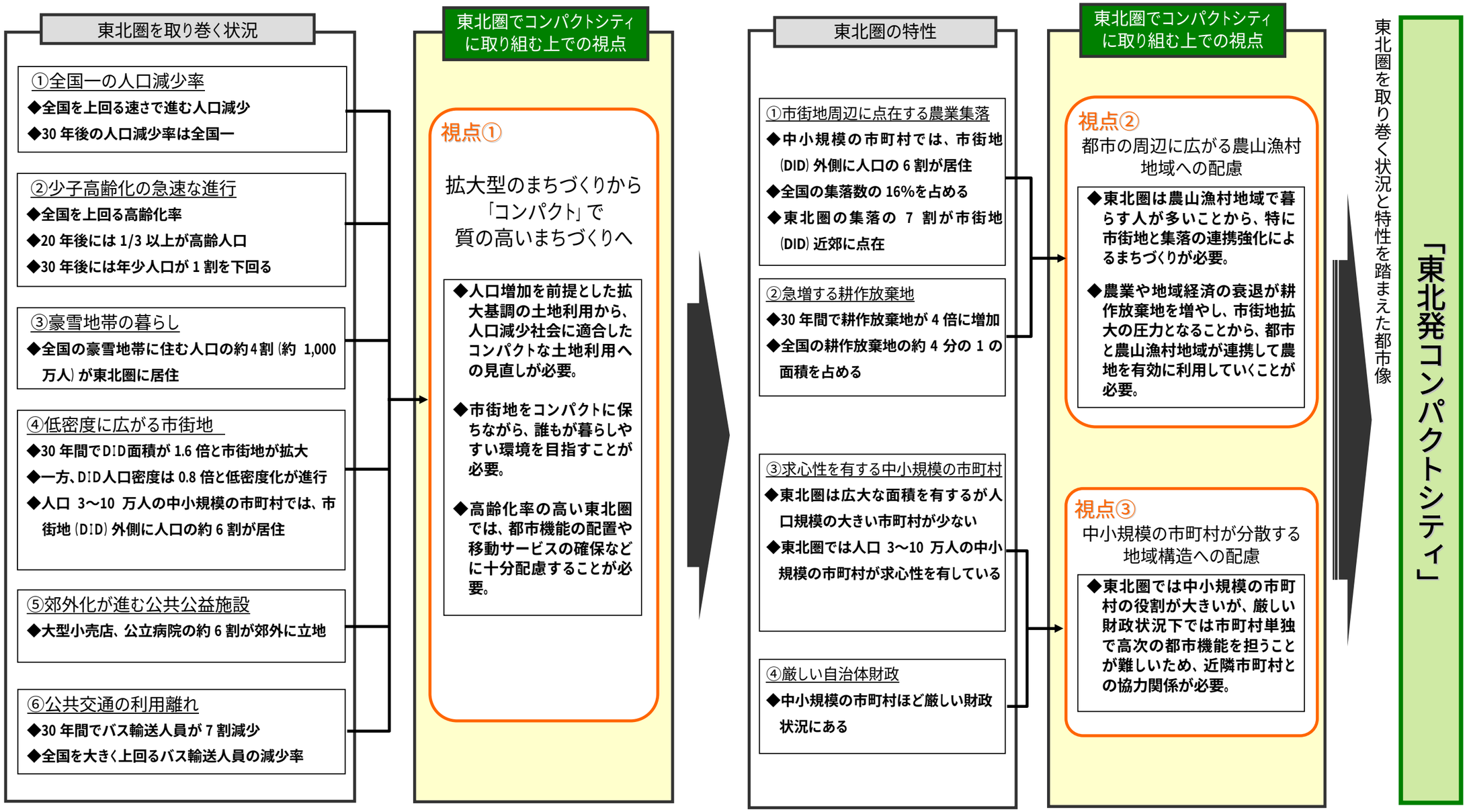

（2）東北発コンパクトシティの考え方

東北発コンパクトシティの視点を踏まえ、「東北発コンパクトシティ」の考え方を次のとおり３つの基本方針で整理した。

なお、東北発コンパクトシティは、東北圏に広く分布する中小規模の市町村が取り組むことを想定したものであるが、県庁所在地のような規模の大きい市町村でも十分活用できるものである。

東北発コンパクトシティの考え方

都市の周辺に広がる農山漁村地域との有機的な共生を図り、
近隣市町村と都市機能を補完しあうコンパクトシティ(都市像)

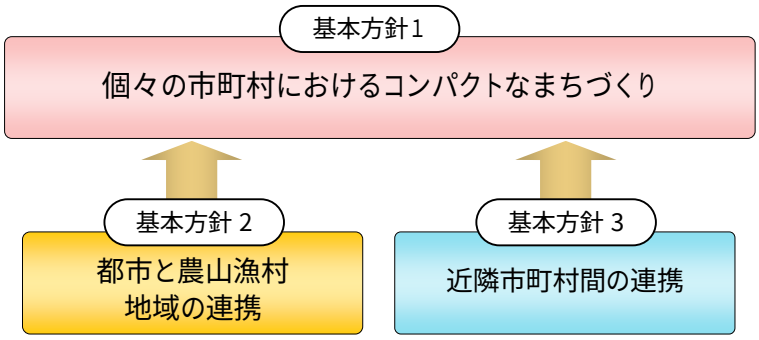

基本方針1　個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり

●それぞれの市町村が、東北圏の伝統文化や地域性豊かな景観などを活かしながら、市街地の計画的な土地利用のコントロールと適正な都市機能の配置により、魅力的かつ利便性の高い空間を創出する。

- 中心部では、快適な移動の確保に合わせて、段階的に都市機能の強化を進め、多様な生活ニーズに対応できる都市空間の形成を図る。
- 郊外部では、市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、土地や建物を有効に活用しながら、ゆとりある居住空間への再生を図る。

基本方針２　都市と農山漁村地域の連携

●都市と農山漁村地域の相互において土地利用の整合を図り、水・緑豊かな環境に囲まれた市街地を形成する。

- 豊かな自然や農地を担う農山漁村地域の集落を支えるため、市街地と集落を結ぶ交通ネットワークの強化や経済循環の活性化を図る。
- 農山漁村地域の固有の行事や祭り、グリーンツーリズムなどによる交流を深め、多様な主体の参画により優良な農地や自然の保全及び有効活用を図る。

基本方針３　近隣市町村間の連携

●基礎的な都市機能を強化しつつ、より高次な都市機能については近隣市町村と補完し合うことで、効率的にサービスを提供する。

- 近隣市町村間における都市機能の分担・連携を促進するため、広域的な土地利用と交通ネットワークの構築を図る。

※中小規模の市町村を想定（ただし考え方は大都市でも活用可能）

概念図

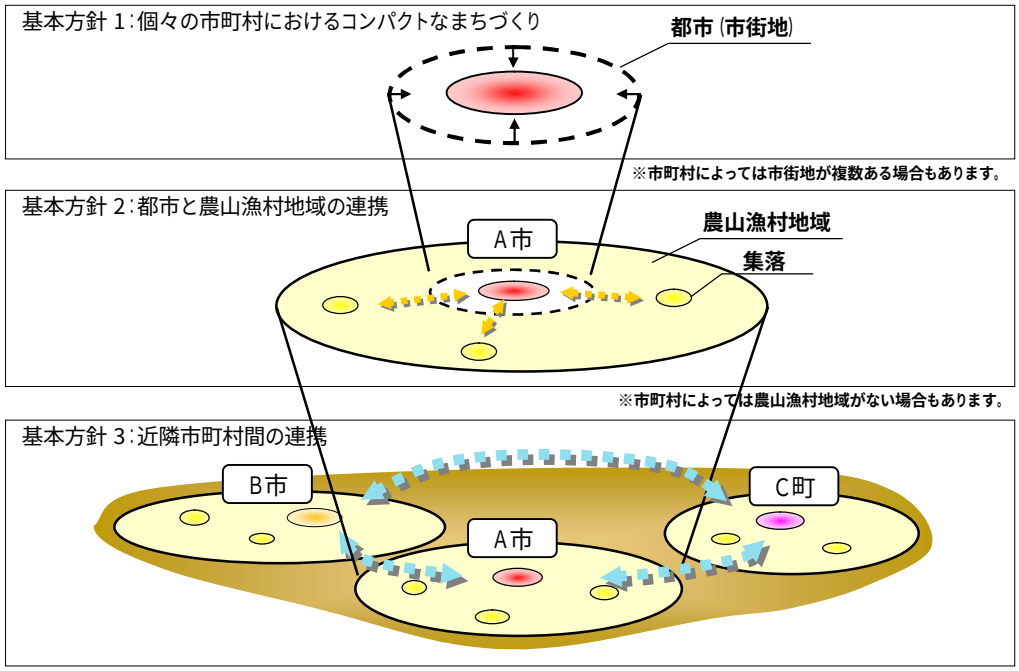

イメージ図

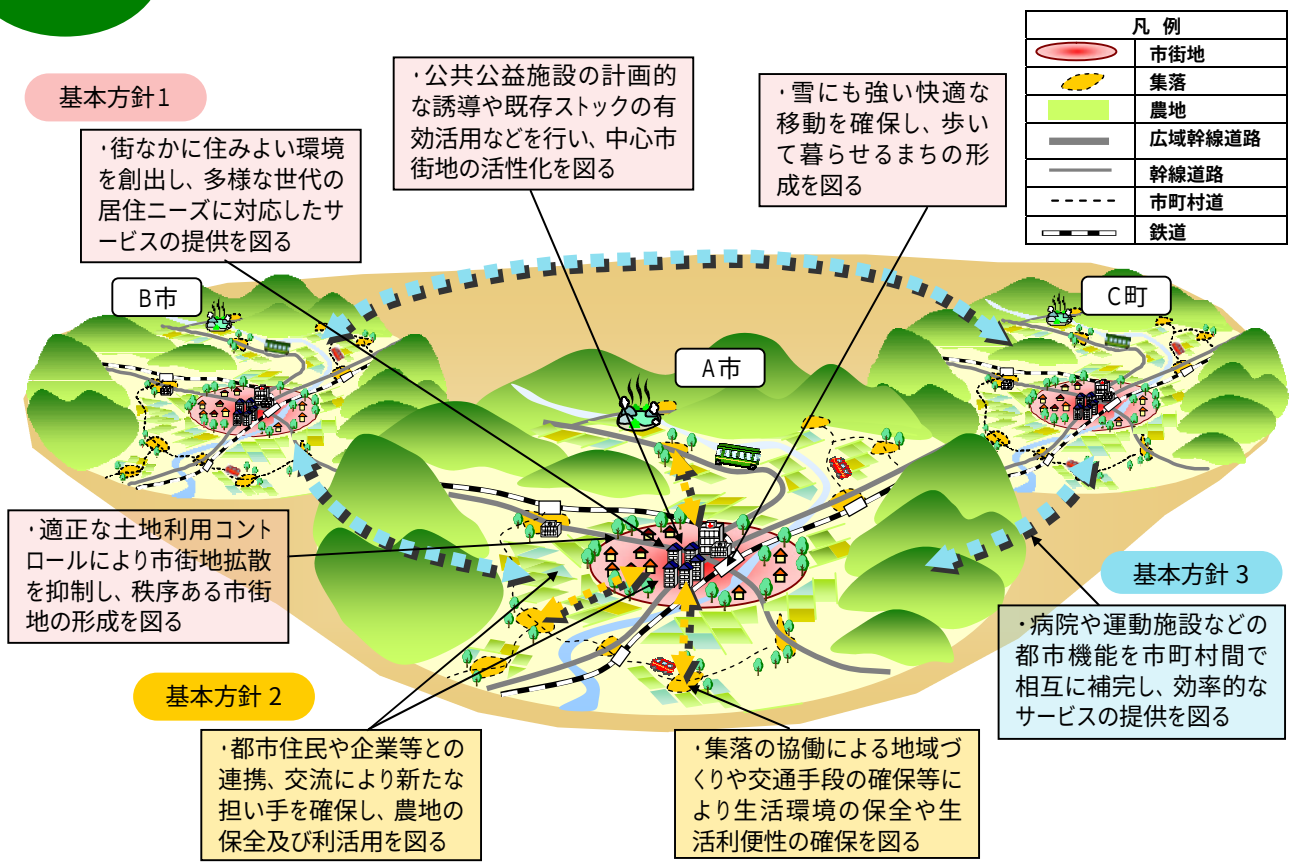

１－３　東北発コンパクトシティの実現に向けた課題と役割等の検討

東北圏の市町村のコンパクトシティに対する意識についてアンケート調査を行い、東北発コンパクトシティを実現するための課題や役割等の検討を行う。

（１）実現に向けた課題の整理

東北圏の市町村においては、「コンパクトシティ」の必要性を認識している市町村が多くを占めているが、依然として必要性を感じていない市町村がある。

そこで、市町村のコンパクトシティの必要性を感じない理由を整理し、コンパクトシティの実現上の課題として取りまとめた。

＜市町村アンケート調査＞

項目	調査概要
1 調査期間	平成 20 年 12 月 5 日（金）～12 月 19 日（金）
2 調査対象	東北圏（7 県）の 261 市町村　まちづくり（都市計画等）担当課
3 調査項目	「コンパクトシティ」の必要性について
4 有効回答数	240 票（回答率 92%）

市町村アンケート調査結果【概要】

①コンパクトシティの必要性

- コンパクトシティの必要性を尋ねたところ、「必要性を感じる（168 票）」の回答が、「必要性を感じない（53 票）」を大きく上回っている。
- 必要性を感じない理由を尋ねたところ、「市町村規模(人口・面積等)が小さく、既にコンパクトシティである」や「現状との乖離が大きく、実現が難しい」、「市街地郊外、農山漁村に暮らす人々への配慮が不十分である」などの意見が多くあがっている。

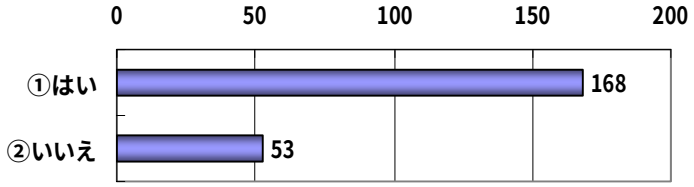

図：「コンパクトシティ」の必要性

②都市計画マスタープランにおいて「コンパクトシティ」を示しているか

- 現在ある都市計画マスタープランに、「コンパクトシティ」の考え方が示されているか尋ねたところ、「いいえ（86 票）」の回答が、「はい（36 票）」を大きく上回っている。

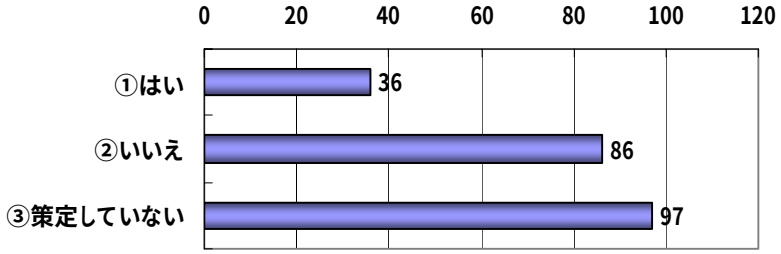

図：「コンパクトシティ」の考え方を踏まえた都市計画マスタープランの策定状況

③都市計画マスタープランの見直すにあたって、「コンパクトシティ」を示すか

- 今後、都市計画マスタープランに「コンパクトシティ」の考え方を示していきたいか尋ねたところ、「はい（127 票）」の回答が、「いいえ（54 票）」を大きく上回っている。

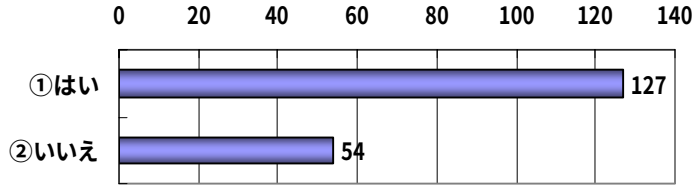

図：「コンパクトシティ」の考え方を踏まえた都市計画マスタープランへの見直し予定

④コンパクトシティの実現上の課題

「①コンパクトシティの必要性」の設問において、「必要性を感じない」と回答した市町村の理由を整理し、コンパクトシティの実現上の課題として取りまとめた。

実現上の課題	必要性を感じない理由
①郊外へのニーズが高い	・郊外においては、商業集積やアパート等の土地開発が急激に進んでいる。中心市街地の空洞化は危惧するが、コンパクトシティを早急に進める必要性は薄い。
②農山漁村の衰退の加速化が懸念される	・「街なかエリア」の活性化を中心としており、「郊外エリア」や「緑農エリア」で暮らしている人々の配慮に欠けている。 ・集約型都市構造への転換は、今より更に集落内の関係が薄くなってしまい、地域が衰退していくのではないか。 ・（市町村の）面積が広大の場合や長い線状の地形の場合は効果が薄いと思われ、農村部の衰退に繋がると思われる。 ・都市部への人口流出により、中山間地域の活力が失われる恐れがある。 ・コンパクトシティ（都市機能の連携）政策については限界集落の促進につながる。 ・中心部、郊外部に関係なく地域に密着したまちづくりが必要と考えている。 ・過疎化の進む小規模市町村では、効率面だけを重視するのではなく、分散させて地域を維持することが必要な場合がある。 ・（イメージだが）コンパクト型よりバランス型の都市政策の方が必要と考えている。
③土地･建物の権利調整が難しい	・既存市街地内にまとまって取得できる用地が限られているので難しい。
④自動車社会ではむしろ不便になる	・中心部に集合型の施設をつくり、活性化を図ろうとしても、周辺からのアクセスに不便が生じる可能性が高い。 ・コンパクトシティの考え方には賛同するが、小規模な地方公共団体（人口規模 1 万人程度）であり、都市施設の集約を図っても、地域住民にとって利便性が損なわれるおそれがある。
⑤財政支援がないとできない	・行いたい項目等もあるのだが、財政的にそれを許さない。ほぼ100％の財政支援がない限り過疎地域町村は事業に手を出さないのではないかと思われる。
⑥小規模の市町村には関係がない	・行政区域が小さく、既にコンパクトな市街地が形成されている。 ・地形上の制約から既にコンパクトシティに近いまちの形状となっているため、コンパクトシティの必要性はあまり感じていない。 ・市街地の空洞化等の問題が無く、無秩序な市街地の拡大を防ぎながら、現況を維持することが重要と考えている。
⑦計画が市町村単位であり連携が難しい	・個々の市町村の計画は、大半が市町村単位で定められており、近隣市町村同士でも連携しにくいのが現状である。 ・隣接市町村へ行くためには中心部から30分以上要する上、峠を経由しなければならないなかで、どれだけ効率的な連携が行えるか課題

（2）コンパクトシティの推進の視点

コンパクトシティの実現上の課題をもとに、今後、コンパクトシティを推進していくために必要なことを整理し、推進の視点として取りまとめた。

実現上の課題	コンパクトシティの推進に必要なこと	推進の視点
①郊外へのニーズが高い。	・郊外へのニーズを抑制するのではなく、郊外の特性を活かした住環境へと、既存ストックを有効活用しながら再生していくことが必要である。	まちづくりの主体の“意識づくり”
②農山漁村の衰退の加速化が懸念される。	・都市の暮らしの魅力を高めるためには、周辺の農山漁村を活性化させることが必要である。 ・農山漁村の生活環境や自然環境を守るため、地域自治力を高めるための体制が必要である。	まちづくりの主体の“意識づくり” 多様な主体の連携による“体制づくり”
③土地・建物の権利調整が難しい。	・地権者の理解を得るため、周知活動を進めることが必要である。 ・土地や建物情報などを一括管理する窓口を設ける必要がある。	多様な主体の連携による“体制づくり”
④自動車社会では、むしろ不便になる。	・将来的には自動車を運転できない高齢者の増加などが予想されるため、長期的に取り組んでいくことが必要である。	長期的な視点に立った“段階的な取り組み”
⑤実行するための財源がない。	・早急な実現を目指すのではなく、都市施設の更新時などに合わせて長期的な視野に立った都市経営が必要である。 ・市民団体などの協力や県、国からの支援を得ながら、協働で進めていくことが必要である。	長期的な視点に立った“段階的な取り組み”
⑥小規模な市町村には関係ない。	・大規模集客施設などの乱開発は、周辺市町村に大きな影響を与えるため、全ての市町村を対象に取り組むことが必要である。	すべての地域による“広域的な取り組み”
⑦計画が市町村単位であり、連携が難しい。	・市町村間の連帯意識の醸成が必要である。 ・市町村間の相互扶助関係を構築するためのしくみが必要である。	すべての地域による“広域的な取り組み”

＜東北発コンパクトシティの推進の視点＞

視点①	まちづくりの主体の“意識づくり”
市町村	○市町村は、自市町村の分析とこれまでのまちづくりの評価により、首長をはじめとした庁内の理解拡大に努めることが必要である。 ○市町村は、住民のまちづくりに対する理解を促すため、きめ細かに情報発信を行うことが必要である。
県･国	○県･国は、市町村に東北発コンパクトシティの考え方などを周知させることが必要である。

視点②	多様な主体の連携による“体制づくり”
市町村	○市町村は、住民やＮＰＯ、大学等の多様なまちづくりの主体と連携して、各市町村の都市像を検討し、共有することが必要である。 ○市町村は、近隣市町村との連携に向けて、情報交換等を行うことが必要である。
県･国	○県･国は、市町村間による連携を支援することが必要である。

視点③	長期的な視点に立った“段階的な取り組み”
市町村	○市町村は、これまで進めてきた取り組みを継続し、発展させていくことが必要である。 ○市町村は、まちづくりの方針を時間軸や取り組みの熟度に応じて設定し、段階的に取り組むことが必要である。
県･国	○県･国は、市町村の取り組みに対する柔軟な支援を推進することが必要である。

視点④	すべての地域による“広域的な取り組み”
市町村	○市町村は、中心市街地だけでなく、市街地郊外や農山漁村地域も含め、一体的に取り組むことが必要である。 ○市町村は、近隣市町村と都市機能において相互補完関係を構築することが必要である。 ○都市規模の小さい市町村も含め、すべての市町村が取り組むことが必要である。
県･国	○県･国は、広域的な取り組みを推進していくことが必要である。

（３）役割と進め方の検討

東北発コンパクトシティを推進するための視点を踏まえ、「住民」、「市町村」、「県・国」が担う役割と、実現に向けた取組みの進め方について整理する。

役割分担と進め方のポイント

①住民･NPO･大学等

● 住民･NPO･大学等は、多様化する地域課題を認識し、身近なまちづくりに取り組む主体として、できるところ、小さいところから取り組みを進めていく。

【進め方のポイント】

◆住民のまちづくりへの理解

◆NPO、大学等による支援･協力（商工会、JA、まちづくり会社、地元研究機関など）

連携

②市町村

● 市町村は、東北発コンパクトシティを実現するため、住民等の理解を促し、庁内および近隣市町村間で連携強化を図りながら、多様な主体との協働により、段階的に取り組みを進めていく。

【進め方のポイント】

〈基本方針１：個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり/基本方針２：都市と農山漁村地域の連携〉

◆庁内勉強会の実施（自市町村の分析･評価）

◆住民･ＮＰＯ･企業等への情報発信

◆庁内連携強化（企画･都市･農政など部署間･首長等）

◆市町村における都市像の共有（東北発コンパクトシティの考え方の共有）

◆段階的な取り組み（やってみる⇒くりかえす⇒深める⇒拡げる）

〈基本方針３：近隣市町村間の連携〉

◆近隣市町村との勉強会の実施（情報交換や課題共有、政策検討等）

◆近隣市町村との都市機能の補完･分担

連携

③県･国

● 県･国は、東北発コンパクトシティを市町村等に周知し、地域特性を活かした市町村の取り組みに対する柔軟な支援、および広域的な取り組みを推進していく。

【進め方のポイント】

◆東北発コンパクトシティの共通理解

◆市町村等への情報発信（東北発コンパクトシティ･先進的な取り組み･支援方策等）

◆場づくり･調整･相談（近隣市町村間の連携支援）

◆支援方策の検討（法令･指針･支援制度等）

◆広域的な取り組み(計画づくり･事業実施等)
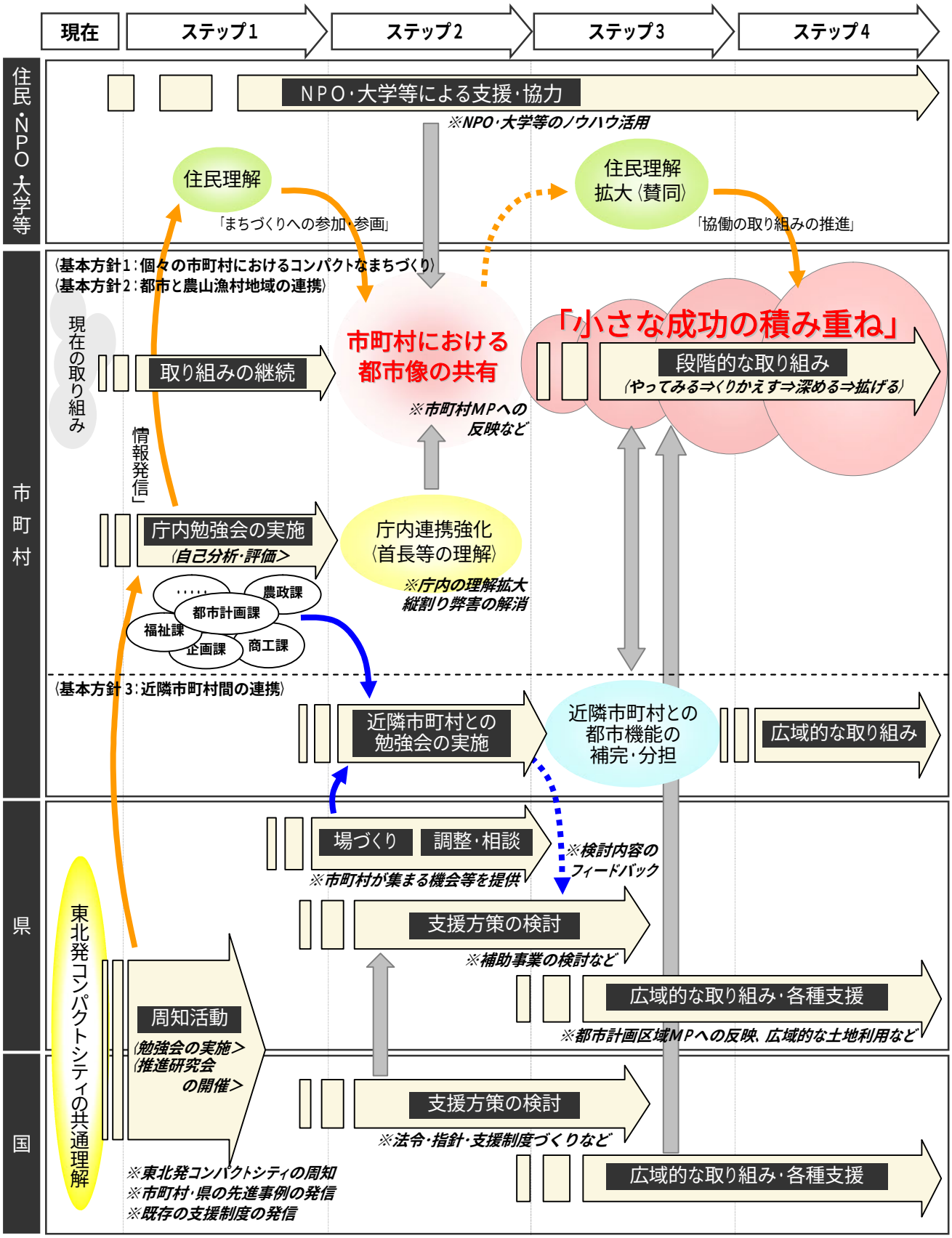
東北発コンパクトシティの実現に向けた取り組みの進め方〈イメージ〉